

**ベトナムで活躍する日本の税理士は少ない。  
そんな数少ない日本の税理士である福本が I-GLOCAL ハノイ事務所代表として、  
日本とベトナムの税務リスクに対して、お客様へのサポートをより強めていく。**

◆ どうしてベトナムで働きたいと思ったのですか？

**福本** 2011年から日本とベトナムを行き来する状況にあったのですが、ベトナムで感じるワクワク感と日本に戻って感じる閉塞感を繰り返しているうちに、唯一無二の税理士になれる、このワクワク感の波に乗らなければ後悔すると思い、ベトナムで働くことにしました。ベトナムではまだ少数の日本の税理士の中で、2011年からの経験・知識を生かしていけたらと思います。

◆ 税務で注意すべきことは何ですか？

**福本** 日本とベトナムで税務に対する考え方が異なる点は多数ありますが、やはり税務調査で多くの指摘事項があった場合、追加の納税義務だけではなく、利息と罰金を一定額請求されてしまうことに注意しなければなりません。また、法律で存在していても、実務で機能していなかった規定が税務調査で指摘されることも増えてきました。個人所得税や外国契約者税の対象範囲の拡大、移転価格税制など近年その指摘が厳しくなっています。

◆ 利息や罰金について、具体的に言うと？

**福本** 仮に記載に誤りがあったとしても、調査前に自ら修正すれば利息である「延滞税」の支払いのみで済みますが、税務調査を受け誤りが発覚した場合は、「罰金」を支

払う必要があります。例えば、税務調査で5年前の間違いが指摘されて、1000万円納税が漏れていたとすると、利息は年利で約25%なので5年間で1250万円、罰金が20%で200万円と全部で約2.5倍支払うこととなります。さらに悪質であれば最大300%の罰則もあります。日本人駐在員の交代や、法律の改正が多い状況で、間違いが生じてしまうのは避けられないことかもしれません。そこで、税務調査に向けた事前対策を行い、誤りを発見して出来る限り早い時期に修正をすることが、大きなコストカットとなるのです。

税金が1000万円漏れていた	5年間放置して税務調査で指摘	1年後に気付いて自分から修正申告
追加の税金	1000万円	1000万円
罰金	200万円	なし
利息	1250万円	250万円
悪質だと指摘されたら	3000万円(最大)	なし
合計	5450万円	1250万円

よく節税対策は？なんて質問を頂くことがあります。一般的に認められないグレー

な方法でその年の税を減らせても、発覚した場合に罰金込みでその何倍も支払うリスクを考えれば、曇りのない税務申告を行うことが一番の節税だと考えます。そのモットーでお客様の税務リスク軽減へ貢献して参りたいと思います。その上でお客様へサービスの提供や助言を行わせていただくことを心掛けております。



**福本 直樹** (ふくもと なおき)

1980年神奈川県生まれ。2005年明治学院大学院修了。2005年アクタス税理士法人に入社し国際税務部にて外資系企業を主に担当。2007年日本の税理士登録。2011年よりI-GLOCALも兼任し、日本とベトナムの税務に従事。2014年I-GLOCALハノイ事務所代表就任。



**I-GLOCAL**  
incubate the next

**I-GLOCAL Ha Noi Office**

お問い合わせ ☎ (84-4) 2220 0334 ✉ info@i-glocal.com

Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower, 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam FAX: +84-4-2220 0335



**I-GLOCAL CO., LTD.** 経営管理顧問業務・進出支援・M&A 支援・経理 / 税務 / 人事労務支援

■ ホーチミン事務所 ☎ (84-8) 3827 8096 ■ カンボジア ☎ (85-5) 2396 4405

http://www.i-glocal.com info@i-glocal.com